

大事なお知らせ

マイナンバー 未提出の方は マイナ保険証は 使えません

マイナンバーをご提出ください

あなた若しくは扶養されているご家族のマイナンバーを所属会社に提出されていない場合、マイナ保険証は使えません。

令和5年4月より医療機関（病院・薬局）におけるオンライン資格確認が義務化されました。このため、当健保にマイナンバーが提出されていない場合は、医療機関の窓口でマイナ保険証が利用できません。また、健康保険証提示の際に資格確認がスムーズにできない恐れもあります。

急ぎ該当される方のマイナンバーを所属会社へご提出いただくようお願いいたします。

なお、マイナンバーの提出が遅延されている場合は、法※に基づき、行政システム(J-LIS)より取得・連携させていただく場合がありますので、ご承知ください。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(令和5年6月改正) (提供の要求) 第14条2

提出方法など

所属会社のマイナンバーご担当者にお問い合わせください。



マイナ保険証に関するお問い合わせは
学研健康保険組合



所在地：東京都品川区西五反田2-11-8

電話番号：050-1807-4153

Email：support@g-kenpo.or.jp